

委 嘱 内 容

1 業務 ふくいリスティング伴走支援事業の業務を行うものとする。

2 業務内容

支援先企業の経営課題を解決するための人材育成計画書の策定を行う。

原則として支援先企業1社あたり数回、伴走支援として、訪問またはオンラインなど企業の実情に応じた方法により相談対応する。

また、人材育成計画書の策定に向けての具体的な取組みは以下の通りとする。

- ① 企業の経営戦略および中長期的方針の整理
- ② 人材に関する経営課題の洗い出しおよび可視化
- ③ 必要な人物像および能力要件の明確化
- ④ リスティング方針およびキャリアアップ方針の整理
- ⑤ 事業成果の事例集作成に向けた支援事例の整理
- ⑥ その他、上記の実施にかかる付帯業務およびセンターが必要と認める業務

なお、支援先企業への訪問等には、支援センター職員その他関係者が同行する場合があります、コーディネーターはそれを拒むことはできないものとする。

3 相談業務日 原則、支援先企業1社あたり年度内で6日までとする。

4 委嘱期間 令和8年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

5 相談業務時間

(公財)ふくい産業支援センターの運営時間(8:30~17:15)を基本とする。

原則、1回あたり半日(3時間程度)の勤務とする。

ただし、企業等の都合や業務の遂行状況により時間の短縮、延長も可能とする。

6 相談業務実施場所

- ① 相談者の会社・事務所
 - ② キャリアアップ支援センター(福井県中小企業産業大学校内)
 - ③ コーディネーターの勤務場所(オンラインなど)
- ※原則は①とする。②③は支援先企業および支援センターが認めた場合。

7 報酬

【相談料】 24,000円(交通費含む、消費税抜き)/1回

原則、1回あたり半日(3時間程度)の勤務に対し謝金を支払う。

なお、1回あたりの勤務時間が延長された場合も増額しない。

※専門家から毎月末日までに当月の業務報告書等の提出を受けて確認後、翌月21日にコーディネーターが指定する口座に支給する。

【人材育成計画書作成料】 100,000円(消費税抜き)

策定した人材育成計画書を支援先企業へ提出し、完了が認められた翌月21日に支給する。

【旅費】 センター規程に準じて支給する。 ※通勤手当は原則支給しない。

8 業務報告

相談業務の度、支援センター所定のカルテシステムに相談記録等を入力すること。

9 情報セキュリティの確保

情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

なお、委嘱業務終了後および解除後においても同様とする。

10 著作権等の帰属

本事業において得られた成果は、原則として福井県に帰属する。ただし、コーディネーターが作成した支援対象企業の人材育成計画(策定過程および策定後に作成した当該企業に関連する各種資料等を含む。以下「人材育成計画等」という。)はこの限りでない。なお、本業務を実施する中で「人材育成計画等」に該当するか否か疑義が生じたときは、福井県、支援センター、コーディネーターおよび支援対象企業が協議のうえ、決定する。

本業務の人材育成計画等に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。)はコーディネーターに帰属するものとする。

コーディネーターは、福井県、支援センター、および支援企業が、当該人材育成計画等を本業務の業務遂行、施策立案、他企業への展開、内部資料への利用等の目的で、無償かつ非独占的に利用することを許諾するものとする。

人材育成計画等について、福井県、支援センターおよび支援企業が、当該人材育成計画等の複製、編集、公表その他の利用を行う場合、コーディネーターは著作者人格権を行使しないこと。

支援センターは、人材育成計画等の利用および公表にあたり、コーディネーターの名称その他著作者名を表示しないことができるものとし、その表示の有無および方法を支援センターが決定できるものとする。

11 活動用具等

企業等への訪問や県内各地域への移動は、原則、コーディネーターの自家用車、および、公共交通機関を使用することとする。また事務処理についても、原則、コーディネーター所有の機器等を使用することとする。

12 中途解約

支援センターは上記4の委嘱期間中であっても、コーディネーターに対して30日前までに書面をもって通知することにより、本委嘱を解約することができる。なお、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、上記の期間を待たずに解約できるものとする。

- 1) 本事業の目的または内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- 2) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- 3) 支援センターに虚偽の報告をしたことが判明した場合
- 4) 法令などに違反する行為を行った場合
- 5) 社会的信用を失墜する行為があった場合
- 6) 心身に著しい障害があることが判明し、専門家としての業務に耐えられないと認められる場合
- 7) その他、本事業の専門家として不適格と認める場合

13 その他

業務等で疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

令和8年〇月〇日

ふくいリスクリング伴走支援事業
コーディネーター ●● ●● 様

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 白寄 淳